

# みんなで作る水源の森実施計画2021

令和3年3月

 東京都水道局



# 目 次

第 1 章 総論	1
1 目的	1
2 計画の位置付け	2
第 2 章 計画の背景	3
1 多摩川上流域の森林の現状	3
2 これまでの取組状況と課題	5
3 森林や環境に関する国や都の動向	7
第 3 章 計画の概要	8
1 取組の方向性	8
2 取組の体系	9
3 取組の推進に当たっての視点	10
第 4 章 取組内容	11
1 都民の理解を促進する取組	11
(1) 水源地の魅力発信	11
(2) ふれあい施設の魅力向上	12
2 多摩川上流域における民有林の保全・管理	15
(1) 民有林重点購入地域内での取組	16
(2) 民有林重点購入地域外での取組	18
(3) 多摩川上流域全域での取組	19
3 多様な主体と連携した森づくり	23
(1) 都民との連携	24
(2) 企業との連携	28
(3) 学校との連携	31
(4) 地元自治体等関係機関との連携	34
資料編	
(1) 第 11 次水道水源林管理計画の概要	36
(2) これまでの取組の実績	37
(3) 取組と SDGs との対応関係	38



# 第1章 総論

## 1 目的

多摩川上流域の水道水源林（以下「水源林」という。）は、明治34(1901)年から東京都水道局（以下「水道局」という。）が管理し、おおむね良好な状況を維持しています。

しかし、水源林とほぼ同規模の面積を有する多摩川上流域の私有林は、手入れが行き届かない森林が増加しており、土砂流出による小河内貯水池（奥多摩湖）への影響が懸念されるなど、早急な対策が必要となっています。

そのため、「第11次水道水源林管理計画」（以下「水源林管理計画」という。）（平成28(2016)年策定）のうち、早急かつ重点的に取り組むべき「私有林の積極的購入」と「多様な主体と連携した森づくり」の具体的な取組内容を示した「みんなでつくる水源の森実施計画」（以下「前計画」という。）を、平成29(2017)年3月に策定し、4年間にわたり取組を推進してきました。

一方、持続可能な開発目標（SDGs）実現に向けた取組、気候変動への適応、地球温暖化対策の推進、森林経営管理制度の開始など、森林を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした変化に的確に対応していくためには、これまでの私有林の積極的な購入や多様な主体と連携した森づくりの取組内容を見直し、充実・強化を図ることが必要です。また、これらの取組を継続して進める上で、より一層の都民の理解が不可欠であり、水源地保全の機運向上が重要となってきます。

このため、次期計画として、これらへの具体的な取組を示した「みんなでつくる水源の森実施計画2021」を策定することとしました。

この計画において、水源地保全の重要性についての理解の促進、多摩川上流域の森林を適切に保全・管理することによる水源かん養機能などの向上、都民や企業など多様な主体との連携による水源の森づくりへの参加者の拡大を目指していきます。



ササバギンラン



クリンソウ

## 2 計画の位置付け

水道局では、これまでも施設整備長期構想としておおむね四半世紀の間に行っていく施策を示した「東京水道長期構想-STEPⅡ-」において東京水道のあるべき姿を示してきました。また、東京水道の将来像とその実現に向けた取組の方向や2040年代を視野におおむね20年間の事業運営全般についての基本的な方針となる「東京水道長期戦略構想2020」（令和2(2020)年7月）を策定しました。

今回策定する「みんなでつくる水源の森実施計画 2021」は、こうした構想の考え方や水源林管理計画を踏まえ、前計画での取組内容の分析・改善を行うとともに、計画を取り巻く環境の変化に対応した上で、新たに加えた「都民の理解を促進する取組」、今後も重点的に取り組む「多摩川上流域における民有林の保全・管理」及び「多様な主体と連携した森づくり」について具体的な取組内容を示したものです。また、令和3(2021)年3月策定の『「未来の東京」戦略』にもこうした取組を盛り込み、長期的な視点に立ってこれを進めてまいります。

計画期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間としています。



水源林

## 第2章 計画の背景

---

### 1 多摩川上流域の森林の現状

多摩川上流域の森林は、明治時代には荒廃が進行していましたが、明治 34(1901)年に東京府が管理を開始して以来、水道局が約 120 年をかけて緑豊かな森へ再生してきました。現在は、多摩川上流域の森林約 45,000 ヘクタールのうち、約 24,000 ヘクタールを水道局が水源林として管理し、約 21,000 ヘクタールが民有林です。

#### (1) 水道水源林の現状

水道局では、水源林の良好な状態を維持するため、間伐や枝打などの森林保全作業、大雨により発生した崩壊地の復旧、森林管理に必要な林道などの基盤整備に取り組んでいます。このように、森林を適切に育成し、管理することで、水源かん養機能など森林の持つ多面的な機能<sup>※1</sup>を向上させ、安定した河川流量の確保と小河内貯水池の保全を図っています。

#### (2) 民有林の現状

民有林は、長期にわたる林業の不振により整備が行き届いていない森林が多く、森林の持つ機能の低下が懸念されています。特に、小河内貯水池の周辺は急しゅんな地形が多く、林道や作業道の整備が不十分なため管理が困難な民有林が多いことから、土砂流出による貯水池への影響が懸念されます。

水道局では、平成 14(2002)年度に、手入れが行き届いていない民有林をボランティアの方々の手で緑豊かな森林に再生する活動を実施する、多摩川水源森林隊（以下「森林隊」という。）を設立し、民有林の再生を開始しました。

また、平成 22(2010)年度からは手入れができず所有者が手放す意向のある民有林を公募により購入しています。

さらに、平成 29(2017)年度からは、小河内貯水池への影響が特に懸念される約 2,000 ヘクタールを民有林重点購入地域<sup>※2</sup>（以下「重点購入地域」という。）と位置付け、所有者へ積極的に売却を働きかけています。

こうした取組により、民有林の保全に取り組んできましたが、いまだ荒廃した森林が存在しています。

---

#### ※1 森林の持つ多面的な機能

河川に流れ込む水の量を平準化し、濁水や洪水を緩和する水源かん養機能、土壌の流出を防止し、濁水や土砂災害の発生を防止する土砂流出防止機能、雨水を浄化し河川に流す水質浄化機能のほか、様々な生物のすみかとなる生物多様性保全機能、二酸化炭素吸収・酸素生産といった地球環境保全機能、行楽場所などとしての保健・レクリエーション機能、環境学習や山岳信仰といった文化機能などの森林が持つ多面的な機能

(3) シカによる森林被害

水源林内において平成 15(2003)年頃から深刻化したシカによる森林への被害がいまだに継続して発生しており、水道局では生息状況や被害状況の調査、侵入防止柵等の設置、地元自治体等と連携した管理捕獲<sup>※3</sup>などに取り組んでいます。

シカによる被害は全体としては低減の傾向が見られるものの、広範囲に分散しており、依然として深刻な状況にあります。

これまでの調査結果により、水源林内では、山梨県内の標高の高い地域ほど、生息密度が高い傾向があることが分かりました。

(4) 気候変動の影響

近年、猛暑や豪雨、台風の大型化など、気候変動によると思われる自然災害が頻発しており、多摩川上流域の森林にも土砂崩れや林道の崩壊などの被害が確認されています。

将来的には、大型の台風や集中豪雨の多発による崩壊の発生頻度の増加、大気乾燥化によるスギなどの人工林の衰退、気温の上昇による高標高地域のブナ、ミズナラなどの衰退といった影響が懸念されます。



※2 民有林重点購入地域

小河内貯水池及びそこに流入する主要河川からおおむね 500m以内の地域。地形が急しゅんであり、土砂流出等により、貯水池への悪影響が最も懸念されるエリア

※3 管理捕獲

シカ被害を軽減するために、増えすぎたシカの個体数を調整し、生息密度を適正に保つための捕獲



## 2 これまでの取組状況と課題

取組の方向性を定めるに当たり、これまで取組を進めてきた「多摩川上流域における民有林の保全・管理」及び「多様な主体と連携した森づくり」について、取組状況と課題を次のとおり整理しました。

### (1) 多摩川上流域における民有林の保全・管理

#### <取組状況>

- 重点購入地域については、民有林の積極的な購入を進め、おおむね計画通りに進捗しています。
- 重点購入地域以外の民有林については公募による購入を進めました。
- 購入した森林については、速やかに現地調査を行い、優先順位を付けた上で順次整備を進めました。
- 重点購入地域の購入が困難な森林については、順次現地調査等を行い、所有者による手入れが不十分で管理が必要な森林と、所有者により適正に管理が行われている森林とに区分を進めてきました。
- ボランティアによる作業の安全が確保できる民有林において、森林隊で間伐等の森林保全活動を行いました。

#### <課題>

- 重点購入については、事業の実施期間（平成29(2017)年度からおおむね10年間に着実に購入を進めていくため、計画的・効率的に働きかけや購入の手続きを進めていく必要があります。
- 重点購入地域内の購入が困難な森林の現地調査を行う中で、所有者による手入れが不十分で荒廃のおそれがある森林が一定数あることが判明しています。このような民有林を適正に保全・管理していくためには、地元自治体等関係機関との一層の連携が必要となります。
- 民有林の購入により、当局が管理する水源林の面積が増加することから、森林の管理は計画的に実施していく必要があります。

### (2) 多様な主体と連携した森づくり

#### <取組状況>

- 都民との連携を図るため、「多摩川水源サポーター」や「東京水道 水源林寄附金」などの制度、企業との連携を図るため、「東京水道～企業の森（ネーミングライツ）」や「企業協賛金制度」などの制度を立ち上げ、取り組んできました。
- 大学との連携では、学生による森林保全活動が複数の大学との間で定着してきました。大学単位での保全活動に参加した学生が森林隊に参加するなど、それぞれの取組につな



がりが生まれています。

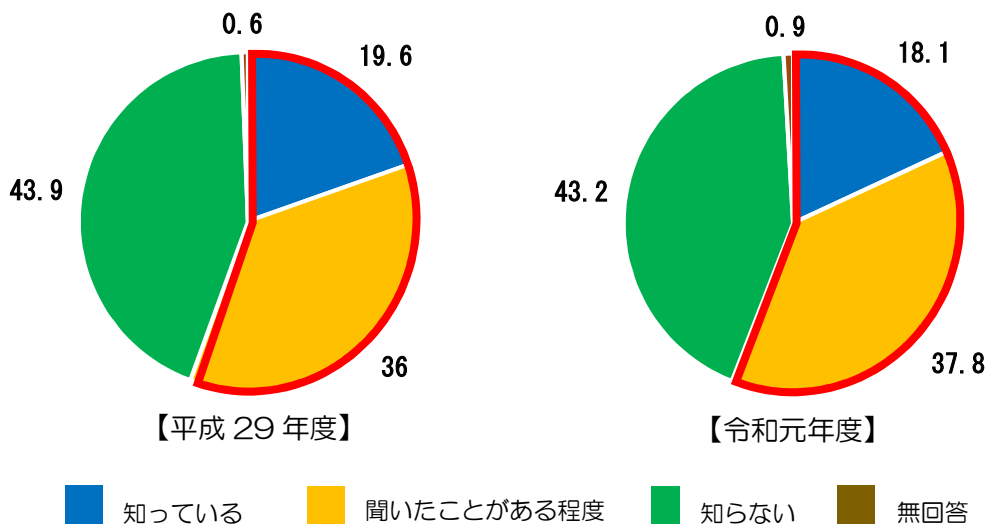
また、大学との共同研究で得られた成果が、実際の水源林の管理に活かされています。

- 地元自治体等関係機関との連携では、イベント等により水源地域の魅力を発信するとともに、花粉症対策、シカ被害対策等を実施しました。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて、集合して実施する現地でのイベントや活動などが制限されました。

<課題>

- 「多摩川水源サポーター」や「東京水道～企業の森（ネーミングライツ）」など、着実に都民・企業との連携が広がっている取組がある一方で、「東京水道 水源林寄附金」や「企業協賛金制度」など、いまだ十分に制度が活用されていない取組もあります。
- これまで様々な取組を進めましたが、水道局が給水区域の全戸を対象に実施した「東京水道あんしん診断お客さまアンケート」によると、水道局が水源林の適正管理に取り組んでいることに対する都民の認知度は、前計画の初年度の平成 29(2017)年度と、令和元(2019)年度を比較すると横ばいとなっています。
- 今後も着実に水源の森づくりを進めていくには、更に多くの方に水道局が行っている水源地保全の重要性について理解を深めていただくことが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、今後の取組を検討する必要がありますが、現地での活動などに影響が出る可能性があります。

【水源林の管理についての認知度<sup>※4</sup>】



知っている、聞いたことがある程度の合計  
 平成 29 年度 55.6% → 令和元年度 55.9%

※4 東京水道あんしん診断お客さまアンケートより

【設問】水道局では、雨水を蓄え、きれいな水に浄化する等の機能を持つ水道水源林の適正な管理に取り組んでいますが、ご存知ですか。

### 3 森林や環境に関する国や都の動向

森林や環境に関する計画や法律などの新たな動向を踏まえ、計画に反映しています。

#### (1) 持続可能な開発目標（SDGs）実現に向けた取組

平成 27(2015)年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、令和 12(2030)年を年限とする 17 の国際目標が定められています。

これを受け、平成 28(2016)年に政府が決定した SDGs 実施指針では、各地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たっては SDGs の要素を最大限に反映することとされました。水道局においても、「環境5か年計画 2020-2024」などの推進により SDGs の実現に貢献しています。

#### (2) 気候変動への適応

平成 30(2018)年に成立した気候変動適応法に基づき、同年、気候変動適応計画が閣議決定されました。気候変動対策として緩和策（地球温暖化対策）と適応策は車の両輪であり、気候変動対策を着実に推進していくとしています。

気候変動適応法では、都道府県及び市町村は、気候変動適応計画を策定するよう努めることとされています。東京都は、令和 3（2021）年3月策定の「東京都気候変動適応計画」において、水資源・水環境への影響や土砂災害の対策として、水源林の保全・管理を掲げています。

#### (3) 地球温暖化対策の推進

政府は、平成 28(2016)年に閣議決定された地球温暖化対策計画において、森林等による温室効果ガスの吸収量について目標を設定しました。具体的な施策として、健全な森林の整備、効率的かつ安定的な林業経営の育成等が挙げられ、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとしています。

これに必要な財源として、市町村による継続的かつ安定的な森林整備の財源に充てる税制などの新たな仕組みが検討され、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

#### (4) 森林経営管理制度の開始

平成 31(2019)年4月の森林経営管理法の施行により、森林経営管理制度が開始されました。これは、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐことを目的とした制度です。

市町村は、経営や管理が行われていない森林について、所有者からの申出により経営や管理の委託を受け、林業経営者に再委託したり、自ら経営管理事業を実施できるようになりました。

## 第3章 計画の概要

---

### 1 取組の方向性

これまでの取組の実施状況や水源林を取り巻く環境の変化を踏まえ、前計画の取組の柱である「多摩川上流域における民有林の保全・管理」と「多様な主体と連携した森づくり」とともに、新たに「都民の理解を促進する取組」を取組の柱に加え、推進することで、多摩川上流域全域を見据えた森林の育成・管理に取り組んでいきます。

#### (1) 都民の理解を促進する取組

- 水源地保全の取組を推進するためには、より多くの都民の理解が不可欠であるため、「都民の理解を促進する取組」を強化します。
- 水源地の魅力の発信を強化するとともに、「奥多摩 水と緑のふれあい館」（以下「ふれあい館」という。）や水源地ふれあいのみち（以下「ふれあいのみち」という。）などのふれあい施設の魅力の向上を図り、より水源林に親しんでいただくことで、水源地保全の重要性について理解促進に取り組めます。これにより、水源地保全の機運を高め、「多様な主体と連携した森づくり」への参加につなげます。

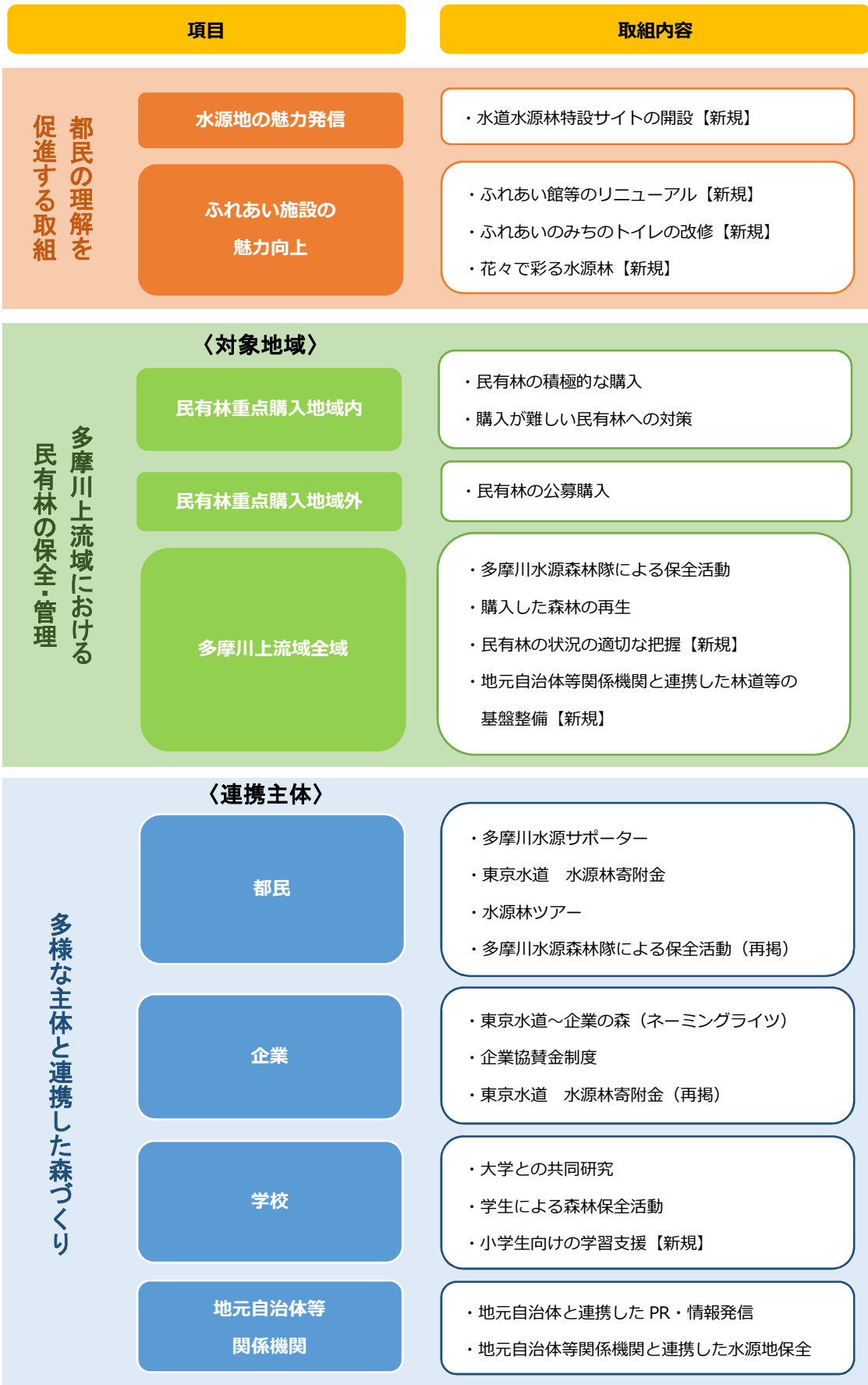
#### (2) 多摩川上流域における民有林の保全・管理

- 重点購入地域において積極的な購入を進め、水道局による管理を行い、水源林として良好な森林へ再生します。
- 重点購入地域において購入が困難な森林については、個々の状況を踏まえ、適切な保全・管理に向けた対応を行います。また、民有林の公募購入、森林隊による保全活動など、これまでの取組を引き続き進めます。
- 気候変動の影響により、将来的に森林の荒廃や小河内貯水池への土砂流入が懸念されることから、小河内貯水池流入域の民有林について荒廃の進行状況などを適切に把握していきます。
- 地元自治体等関係機関と連携した林道等の基盤整備や小河内貯水池への土砂流出防止対策の推進のため、調整を進めます。

#### (3) 多様な主体と連携した森づくり

- 都民、企業、学校及び地元自治体等関係機関と連携した様々な取組を進めます。取組に当たっては、これまでの実施状況を踏まえ、より多くの方に参加していただける内容とします。
- デジタル技術を活用し、効果的な広報、参加しやすい仕組みづくり、より分かりやすいコンテンツの提供などを進めていきます。

## 2 取組の体系





### 3 取組の推進に当たっての視点

#### (1) ICTの活用・デジタル化の推進

多摩川上流域の広大な森林を管理するために必要な情報を効率的に収集するとともに、都民の理解を促進する取組や、多様な主体と連携した取組の実施に当たっても、分かりやすさ、利便性の向上などを目的に、様々な場面でICTの活用やデジタル化を推進します。

#### (2) SDGsの実現への貢献

森林を保全し、森林の持つ様々な機能を維持・向上させるための取組や、多様な主体と連携した取組により、SDGsの17の目標のうち、7つの目標の実現に寄与します。

関連する目標※		計画での取組とその効果
	安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保	○水源林の適正管理による水源林の機能の発揮、小河内貯水池への土砂流出防止、二酸化炭素貯蔵機能の発揮、生物多様性の維持 ○荒廃した民有林への関与による森林の機能の回復
	住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包括的、安全、強靱かつ持続可能に	
	気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響を軽減するための緊急対策	
	陸の豊かさを守ろう 森林の持続可能な管理、生物多様性損失の阻止	
	パートナーシップで目標を達成しよう 効果的なパートナーシップの推進	○多様な主体と連携した森づくりによる、水源地保全の重要性についての認知度の向上、森林の機能の向上
	質の高い教育をみんなに 公平で質の高い教育の提供と生涯学習の機会促進	○都民の理解を促進する取組による、水源地保全の重要性についての認知度の向上
	すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保	○森林隊の活動や水源林ツアー、ふれあいのみち散策などを通じた健康維持

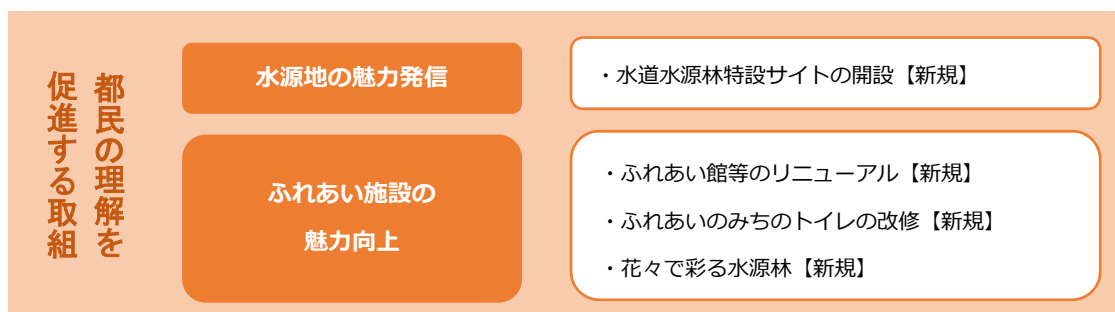
※この計画の取組との対応が分かるよう一部抜粋又は表現を変えて記載しています。

## 第4章 取組内容

### 1 都民の理解を促進する取組

より多くの都民に水源地保全の重要性に対する理解を深めていただくため、「都民の理解を促進する取組」を進めます。

#### 〈取組の体系〉



#### (1) 水源地の魅力発信

##### ① 水道水源林特設サイトの開設【新規】



#### 目 標

水源林の魅力を発信し、都民とのコミュニケーションを図るため、水道水源林特設サイト（以下「特設サイト」という。）を開設します。

#### 取組の背景

- これまでも、水道局のホームページなどで水源林の役割や水源地保全の取組について紹介し、PRしてきました。
- 水道局が行っている様々な取組をより多くの都民に理解していただき、水源林の魅力をより広く周知するため、更に効果的なPRの展開が必要です。

#### 具体的な取組

- 新たに特設サイトを開設し、これまで水道局のホームページに掲載していた水源林に関する内容を集約して、より見やすく、分かりやすいものにリニューアルします。  
また、ふれあいのみちの散策動画を公開するなどコンテンツを充実させ、様々な方がいつでも、どこでも、水源林の魅力に触れ、楽しめるサイトを運営します。

#### ■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
特設サイトの開設	準備	運営			

(2) ふれあい施設の魅力向上

① ふれあい館等のリニューアル【新規】



目 標

水源林により親しんでいただくため、ふれあい館の展示等のリニューアルやふれあいのみちの案内板の改良を行います。

取組の背景

○ ふれあい館は、小河内貯水池の重要性や水源地保全のPRを目的とし、奥多摩町との共同施設として平成10(1998)年に開設しました。年間約20万人が訪れる小河内貯水池周辺の観光の拠点となっています。

これまでも必要に応じて一部の展示の更新等を行っていますが、開設後20年を超え、展示の見直しなどが必要となっています。

○ また、ふれあいのみちは、水源林の豊かな自然を身近に感じることができる散策路として、水干ゾーン、柳沢峠ゾーン、小河内ゾーンの3ゾーンを整備しています。



ふれあい館

具体的な取組

○ ふれあい館の展示や設備・内装等を順次更新します。ふれあい館の展示は、最新のデジタル技術を活用し、森林の働きや水道局が行っている水源地保全の取組等について、楽しく分かりやすい内容に更新します。更新に当たっては、展示の解説などの英語併記を充実させるとともに、中国語、韓国語なども加え、多言語化を図ります。

○ ふれあいのみちの案内板にQRコードを追加し、特設サイトに誘導することで、ふれあいのみちの映像が見られるなど、来訪者がより水源林を楽しんでいただけるようにします。



ふれあいのみち(柳沢峠ゾーン)

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ふれあい館等のリニューアル	検討・準備		ふれあい館の展示等の順次更新		
	ふれあいのみち案内板の改良				

② ふれあいのみちのトイレの改修【新規】



目標

来訪者がより快適に水源林を散策できるよう、環境に配慮した山岳トイレを整備します。

取組の背景

○ ふれあいのみち水干ゾーンには、作場平登山口と笠取小屋の2か所に水道局が管理するバイオトイレが設置されています。近年、登山客の増加により処理能力を上回る利用状況が頻繁に発生しているため、改修が必要となっています。

具体的な取組

- バイオトイレを、登山客の増加に対応できるように処理能力を強化し、環境負荷のかからないトイレに改修します。多摩産材を活用したログハウス調の建屋とし、景観にも配慮します。
- 改修後は、来訪者が常に快適に利用できるよう適正に維持管理を行います。



現在のバイオトイレ(笠取小屋)

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
ふれあいのみちのトイレの改修	改修	維持管理			



ふれあいのみち位置図



③ 花々で彩る水源林【新規】



目 標

季節を通じて彩り豊かな空間を形成し水源林の散策をより楽しんでいただくため、シカ柵を設置するとともに、ふれあいのみち小河内ゾーンへのサクラの植栽や郷土種の花木の導入を行います。

取組の背景

- シカの個体数増加によって食害が深刻化し、高山植物などの貴重な植物が消失しています。
- ふれあいのみち小河内ゾーンでは、多くの方に楽しんでいただいているサクラが、台風による被害などで一部枯損しています。

具体的な取組

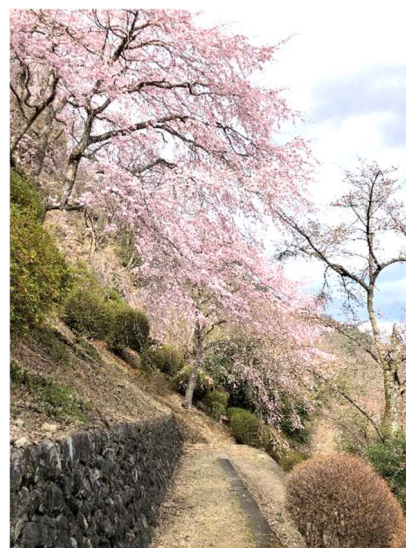
- 植生回復を目的としたシカ柵を、効果の高い場所から順次設置します。設置後は、植生の回復状況についてモニタリングを行い、効果を検証します。
- ふれあいのみち小河内ゾーン内にサクラの植栽（補植）を行います。また、ヤマツツジなどの郷土種の花木も合わせて導入します。



キバナノコマノツメ



ヤマツツジ



ふれあいのみち小河内ゾーンのサクラ

■スケジュール

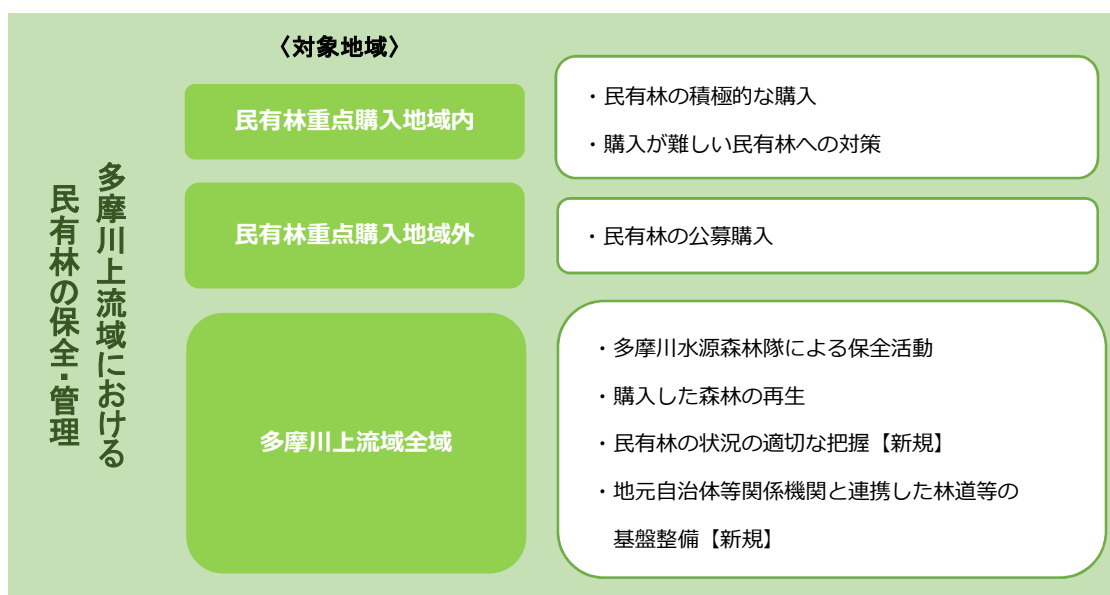
取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
花々で彩る水源林	シカ柵設置及びモニタリング				
	サクラの補植等				

## 2 多摩川上流域における民有林の保全・管理

小河内貯水池周辺は地形が急しゅんで管理が難しい民有林が多いことから、土砂流出による貯水池への大きな影響が懸念されます。そのため、重点購入地域内では、民有林の積極的な購入を進め、水道局による主体的な管理により、水源林として良好な森林へ再生します。

また、多摩川上流域全域の民有林について、森林隊による保全活動を実施するなど、個々の状況に応じて適切に対応していきます。

### 〈取組の体系〉



水源林

(1) 民有林重点購入地域内での取組

① 民有林の積極的な購入



目 標

小河内貯水池の保全を図るため、重点購入地域の民有林約 2,000 ヘクタールについて計画的かつ着実に取得を進めます。

これまでの取組

- 民有林については、重点購入地域の所有者に積極的に売却を働きかけ、おおむね 10 年間で購入を推進することとしています。
- 働きかけを始めるに当たっては、重点購入地域内の民有林を小河内貯水池からの距離と土砂流出の危険度を勘察した緊急度に応じ3段階に分類し、東京都水道局民有林購入基準検討委員会※5の審議を経て、購入の優先度を決定しました。
- 優先度の高い森林の所有者から順に、当局への売却の意向を確認するアンケートを送付し、アンケートで売却の意向を示した所有者と交渉を行いました。その結果、事業を開始した平成 29(2017)年度から令和 2(2020)年 12月末までに、486 ヘクタールの森林を取得しました。
- 一方で、登記簿上の所有者の所在が分からず、現時点でアンケートが送付できていない土地や、所有者から売却の可否について回答をいただけていない土地もあります。

具体的な取組

- 引き続き、重点購入地域約 2,000 ヘクタールの民有林について積極的な購入を推進し、毎年度 200 ヘクタール程度を購入していきます。
- 所在が分からない所有者の調査を進め、順次所在が判明した所有者に売却の意思を確認します。また、回答をいただけていない所有者に対しては、貯水池の保全等、購入事業の意義を改めて説明するなど、引き続き売却を働きかけ、協力を得ていきます。
- 隣接している民有林をまとめるなどグループ化して現地調査、測量等の作業を行うことで業務の効率化を図り計画的に購入手続を進めていきます。

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
民有林の積極的な購入	毎年度 200ha の購入の推進				

※5 森林分野の学識経験者及び弁護士から構成される委員会

② 購入が難しい民有林への対策



目 標

重点購入地域において所有者から購入の同意を得られない森林について、個々の状況を踏まえて適切な管理手法を検討し、対応します。

これまでの取組

- 売却の働きかけを行う中で、所有者の意向などにより購入が困難である民有林が一定数存在することが判明しています。このような森林は、アンケートや現地調査等により、所有者による手入れが不十分で管理が必要な森林と、所有者による手入れがなされていて管理を行う必要のない森林とに区分を進めています。
- 所有者に売却の意向がなく、手入れが必要な民有林のうち、ボランティアによる作業の安全が確保できる場所は、所有者の了解を得た上で森林隊による間伐等の森林保全作業を実施しています。

具体的な取組

- 重点購入地域において、購入が困難であることが判明した森林について、荒廃状況（管理の必要性の有無）を把握していきます。
- 管理が必要な森林については、所有者と管理手法の調整を行い、適切な保全・管理の対応を検討します。
- 平成31(2019)年度に開始された森林経営管理制度の活用については、制度の実施主体である地元自治体へ制度の活用を働きかけ、所有者不明の森林も含め地元自治体と連携していきます。

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
購入が難しい民有林への対策	荒廃状況の把握・管理手法の検討・実施				



(2) 民有林重点購入地域外での取組

① 民有林の公募購入



目 標

将来にわたって水源地を良好な状態で保全するため、森林の持つ多面的な機能が十分発揮できるよう、民有林の公募購入を実施します。

これまでの取組

- 平成 22(2010)年度から、手入れができず所有者が手放す意向があり、一定の要件（多摩川と日原川の合流点より上流域に位置するなど）を満たす民有林の公募購入を実施してきました。
- 平成 22(2010)年度の事業開始から令和 2(2020)年 12 月末までに 2,198 ヘクタールを購入しました。
- 水道局ホームページや広報東京都への掲載、市町村窓口へのリーフレット配布などによる PR のほか、地元自治体と連携して、所有者への周知を図っています。

具体的な取組

- 将来にわたって水源地を良好な状態で保全するため、森林の持つ多面的機能が十分発揮されるよう本事業を推進します。
- 地元自治体と連携して周知を図るとともに、相続などで新たに所有者になった方に対しても制度の周知がなされるよう、特設サイトの活用など様々な手法により PR を行います。
- 民有林を購入するための申込から購入までの期間を短縮するなど、契約事務の迅速化を図ります。

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
民有林の公募購入	→ 継続して実施				

(3) 多摩川上流域全域での取組

① 多摩川水源森林隊による保全活動



目 標

多摩川上流域での林業の不振により手入れが行き届かない民有林の再生を図るため、森林隊のボランティアの方々の手で保全活動を実施します。

これまでの取組

- 水道局は、荒廃した民有林をボランティアの方々の手で緑豊かな森林に再生する森林隊の活動を平成 14(2002)年から開始し、令和 2(2020)年 12 月末までに 300 ヘクタールを超える森林について、下刈、間伐、枝打、道づくりなどの保全活動を行いました。
- 多摩川上流域において林業の不振などにより手入れの行き届かない民有林のうち、所有者から活動の同意を得た場所を対象に、毎年多くの方に参加していただき保全活動を実施しています。



森林隊の保全活動(道づくり)

具体的な取組

- 手入れの行き届かない民有林のうち、所有者から同意を得た場所を対象に、安全確保に十分に配慮しながら保全活動を実施します。
- 重点購入地域内にあり、所有者から購入の同意を得られない民有林についても、保全作業の実施に了解を得られ、ボランティアによる作業の安全が確保できる場合は、同様に保全活動を実施します。
- 5 年間で延べ 7,500 人の参加者を受け入れます。



森林隊の保全活動(枝打)

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
森林隊による保全活動	1,500 人／年の参加者の受入れ				

② 購入した森林の再生



目 標

購入した森林を良好な森林に育成するため、デジタル技術などの活用により、効率的に整備します。

これまでの取組

- 重点購入地域の内外を問わず、購入した森林は速やかに荒廃状況の詳細な調査を実施し、土砂流出防止など小河内貯水池への影響等を考慮した優先度に応じ、作業用歩道の整備や間伐・枝打などの森林整備を行っています。
- 平成 29(2017)年度から令和元(2019)年度までに、購入した森林のうち約 270 ヘクタールを整備しました。

具体的な取組

- 購入した森林を水源林として良好な森林に再生するため、森林の状況に合わせて優先順位を付け、効率的に整備を実施します。
- 森林の状況調査を効率的に行うため、上空からドローンを用いて、樹木の生育状況や地形等の詳細情報、自然災害や山火事発生時の被害状況を把握するなど、森林整備にデジタル技術を積極的に活用します。



整備前の森林  
(購入直後)



整備後の森林  
(歩道の整備や間伐などを実施)

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
購入した森林の再生	→ 継続して実施				

③ 民有林の状況の適切な把握【新規】



目標

小河内貯水池流入域の民有林の状況を適切に把握し、対策に向けた検討や関係機関への働きかけを行います。

取組の背景

- 気候変動の影響により、将来的な小河内貯水池流入域の森林の荒廃や土砂流出の進行が懸念されます。このため、小河内貯水池への影響について、森林の生育状況などを広範囲に適切に把握していくことが重要となります。

具体的な取組

- 航空レーザー測量などを用いて、広範囲かつ詳細に小河内貯水池流入域の森林の健全度等について解析調査を実施します。
- 調査の結果、荒廃が進行している森林や崩壊が懸念される箇所が判明した場合は、所有者や地元自治体、関係機関に対し、適切な管理について働きかけを行います。



航空レーザー測量の解析調査により作成した地形図(イメージ)

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
民有林の状況の適切な把握		解析調査	調査結果に基づく働きかけ		



④ 地元自治体等関係機関と連携した林道等の基盤整備【新規】



目標

林道、作業道等の整備や土砂流出への対策について、地元自治体等関係機関と連携して対応します。

取組の背景

- 小河内貯水池周辺は急しゅんな地形のため、林道等の森林管理基盤は限られた場所にしかなく、森林へのアクセスに時間を要しています。このことから、手入れが行き届かず森林の荒廃の進行が懸念されます。
- また、小河内貯水池に流入する一部の沢からの土砂の流出による貯水池への堆砂の進行が懸念されます。

具体的な取組

- 森林へのアクセスを改善し、効率的な森林整備や林業振興に寄与するとともに、効率的な水源林の管理につなげるため、地元自治体等関係機関と連携した林道や作業道などの管理基盤の整備について、調整を進めていきます。
- 小河内貯水池周辺で土砂の流出が懸念される民有林について、地元自治体等関係機関と連携した対策を推進するため、調整を進めていきます。

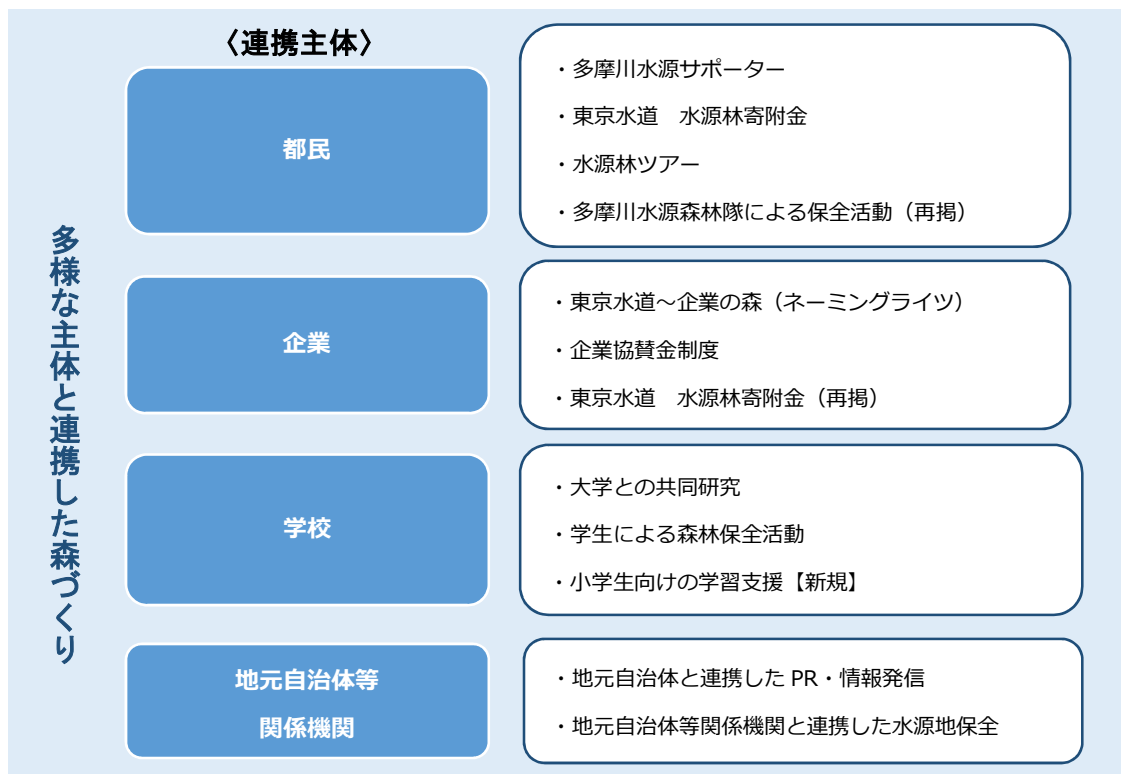
■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地元自治体等関係機関と連携した基盤整備	調整が整った場所から順次実施				

### 3 多様な主体と連携した森づくり

将来にわたって適切な水源地の保全を行っていくため、都民、企業、学校及び地元自治体等関係機関と連携した森づくりを進めます。

〈取組の体系〉



水源林ツアー

(1) 都民との連携



① 多摩川水源サポーター

**目標**  
 水源地への来訪が難しい方にも気軽に関心を持っていただくため、水源地に関する様々な情報を発信するとともに、水道局とサポーターの皆様、サポーターの皆様同士の交流が深まるよう、特設サイトを通じた双方向コミュニケーションを図ります。

これまでの取組

- 平成 29(2017)年度に、多摩川水源サポーター制度を導入し、インターネットで継続的に募集しています。令和 2(2020)年 12 月末現在で約 2,300 名の方が登録し、定期的に水源地の情報をメールマガジンで配信しています。

具体的な取組

- サポーターの皆様に、月に2回程度、イベントや地域の情報、水源林の動植物など水源地域に関する様々な情報をメールマガジンで配信します。
- より多くの方に多摩川水源サポーターに関心を持ち、登録していただくため、SNS や特設サイト等を通じて積極的な PR を行います。
- 特設サイトを活用し、サポーターが水源地に関する情報を発信でき、他のサポーターとその情報を共有できる場（サポーター広場（仮称））を設置するなど、サポーターの皆様との双方向のコミュニケーションができる手法を検討、実施します。



メールマガジンで紹介した水源林から見る初富士

サポーター募集のチラシ

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
多摩川水源サポーター	効果的な情報発信、双方向コミュニケーション				

② 東京水道 水源林寄附金



目 標

都民をはじめとする様々な方に、みんなで水源の森づくりに参加しているという意識を醸成するため、寄附金を広く募集します。

これまでの取組

- 平成30(2018)年3月から、「みんなで育む水源林～東京水道 水源林寄附金～」(以下「寄附金」という。)の募集を開始しました。
- 寄附金は一口1,000円とし、寄附の呼びかけに当たり、寄附者の特典として、間伐材で製作した記念品や水源林ツアー参加の優先権を用意し、水道局のホームページやイベントなどで広報を行っています。募集開始以来、令和2(2020)年12月末までに約770万円の寄附をいただきました。
- 寄附金は水源林の保全作業(間伐、枝打等)の一部として活用し、実績は毎年水道局のホームページで公表しています。

具体的な取組

- 都民をはじめとする様々な方に、水源地保全の取組に参加していただくため、寄附金の募集を継続します。
- いただいた寄附金は、水源林の保全に関する費用として活用し、寄附者の皆様が水源地保全活動への参加を実感していただけるよう、寄附金を活用した取組の実績は、特設サイト等でより分かりやすい形で公表します。

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
東京水道 水源林寄附金	寄附の募集・実績の公表				



③ 水源林ツアー



目 標

より多くの方に水源林の魅力や重要性を伝えるため、実際に水源林を訪れるツアーと特設サイトを活用した動画配信を継続的に実施します。

これまでの取組

- 水道局では、平成 18(2006)年度から、森林を散策しながら、職員が直接森林の働きや樹木の種類などについて説明を行うとともに、樹皮や葉の香りをかいだり、沢の水に触れるなどの自然体験を提供する「水源林ツアー」を実施しています。
- 令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現地案内型のツアーに代えて、動画配信によるツアー「おうちで水源林ツアー」を行いました。

具体的な取組

- 実際に水源林を訪れる「水源林ツアー」は、都民に水源林の役割や水源地保全の重要性を知っていただくとともに、水源地の魅力に直接触れていただける機会であることから、散策に適した夏休みや紅葉時期等に実施します。
- より多くの方に水源林の魅力を感じていただけるよう、ふれあいのみちの散策動画等を作成し、特設サイト上で公開することで、季節や天候、時間に制約されず、いつでも水源地の森林を体験できる空間を開設します。



水源林ツアー



動画配信のイメージ

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
水源林ツアー	水源林ツアーの実施				
	動画配信の実施				

④ 多摩川水源森林隊による保全活動（再掲）



目 標

多摩川上流域での林業の不振により手入れが行き届かない民有林の再生を図るため、森林隊のボランティアの方々の手で保全活動を実施します。（再掲）

これまでの取組

- 水道局は、荒廃した民有林をボランティアの方々の手で緑豊かな森林に再生する森林隊の活動を平成14(2002)年から開始し、令和2(2020)年12月末までに300ヘクタールを超える森林について、下刈、間伐、枝打、道づくりなどの保全活動を行いました。（再掲）
- 多摩川上流域において林業の不振などにより手入れの行き届かない民有林のうち、所有者から活動の同意を得た場所を対象に、毎年多くの方に参加していただき保全活動を実施しています。（再掲）

具体的な取組

- 手入れの行き届かない民有林のうち、所有者から同意を得た場所を対象に、安全確保に十分に配慮しながら保全活動を実施します。（再掲）
- 活動内容が初心者向けの「森林隊入門デー」を毎月開催するほか、特設サイトに森林隊専用ページを開設してサイト上からの参加申し込みを可能にするなど、初心者が参加しやすい仕組みを整備します。
- 5年間で延べ7,500人の参加者を受け入れます。（再掲）

■スケジュール（再掲）

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
森林隊による保全活動	1,500人／年の参加者を受け入れ				

(2) 企業との連携

① 東京水道～企業の森（ネーミングライツ）



目 標

企業のネーミングライツの設定による費用を活用して水源林の保全育成を行うことで、参画した企業とともに水源の森づくりを進めます。

これまでの取組

- 平成 29(2017)年度から「東京水道～企業の森(ネーミングライツ)」の取組を開始し、令和 2(2020)年 12 月末現在、9社と協定を結んでいます。一つの企業の活動エリアは 2ヘクタールから3ヘクタールで、参画企業はそのエリアに名称をつけ、森林保全活動などを行っています。
- ネーミングライツの費用は1ヘクタール当たり1年間で 50 万円で、期間は3年間で、参画企業からいただいた費用は、活動エリアを含む水源林の保全・育成に活用し、その実績を毎年水道局のホームページで公表しています。

具体的な取組

- 参画企業は、看板の設置、地ごしらえ・植栽・下刈・間伐といった森林保全体験、地元での文化体験等の活動を行うとともに、水道局は希望に沿った活動が可能になるようサポートし、5年間で延べ750人の活動を受け入れます。
- より多くの企業に参画していただくため、参画企業へのサポート体制や安全に活動できるエリアの状況を踏まえつつ、最大12か所まで活動エリアを増やし、企業の募集を継続します。
- 水道局のPR施設に設置したデジタルサイネージや、特設サイトなどを活用して、参画企業のPRを行います。



参画企業による森林保全活動(地ごしらえ)

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
東京水道 企業の森 (ネーミングライツ)	企業の募集・活動の実施 150人/年の活動受入れ				

② 企業協賛金制度



目 標

水源林の保全の趣旨に賛同していただいたより多くの企業の協賛により、水源の森づくりを進めます。

これまでの取組

- 平成 29(2017)年度から協賛企業の募集を開始しました。令和 2(2020)年 12 月末現在、10 社が協賛企業となっています。
- 協賛金は一口 10 万円で、協賛期間は 1 年間です。いただいた協賛金は水源林の保全・育成の費用として活用し、その活用実績を、毎年水道局のホームページで公表しています。
- 水道局は、ホームページや PR 施設で協賛企業に関する情報を発信するとともに、企業も、水道局の協賛企業であることを PR しています。  
また、協賛していただいた企業の特典として水源林ツアーを実施しています。

具体的な取組

- より多くの企業に水源の森づくりに参画いただくため、募集を継続します。
- 協賛企業は、森林保全作業体験に参加できるとともに、希望に応じて「東京水道～企業の森（ネーミングライツ）」の募集時に、優先的に応募できるようにするなど、特典を充実させます。
- 水道局の PR 施設に設置したデジタルサイネージや、特設サイトなどを活用して、協賛企業の PR を行います。
- 特設サイトなどで、いただいた協賛金による水源地保全の取組の実績を分かりやすく公表します。



ふれあい館に設置した  
デジタルサイネージ

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
企業協賛金制度	企業の募集・活動の実施				



③ 東京水道 水源林寄附金（再掲）



目標

都民をはじめとする様々な方に、みんなで水源の森づくりに参加しているという意識を醸成するため、企業を取組を通じて寄附金の募集を行います。

これまでの取組

- 平成30(2018)年3月から、寄附金の募集を開始しました。（再掲）
- 個人からだけでなく、CSR（企業の社会的責任）活動やSDGsの取組に積極的な企業からも、これらの活動の一環として寄附をいただきました。
- 預金者が寄附先を指定し、定期預金の預金残高の一定割合を寄附する仕組みによる金融機関からの寄附や、ホテルに連泊するお客様にタオルなどの再利用にご協力いただき、節約された洗濯代の一部を寄附する取組などにより、企業を通じ、趣旨に賛同していただいた多くの方のご協力をいただくことができました。
- 寄附金は水源林の保全作業（間伐、枝打等）の一部として活用し、実績は毎年水道局のホームページで公表しています。（再掲）

具体的な取組

- 企業を取組を通じ、都民をはじめとする様々な方に水源地保全の取組に参加していただくため、寄附金の募集を継続し、寄附金の趣旨をより分かりやすくPRします。
- いただいた寄附金は、水源林の保全に関する費用として活用し、寄附者の皆様が水源地保全活動への参加を実感していただけるよう、寄附金を活用した取組の実績は、特設サイト等でより分かりやすい形で公表します。（再掲）

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
東京水道 水源林寄附金	寄附金の募集・実績の公表				

(3) 学校との連携

① 大学との共同研究



目 標

大学等との共同研究による水源林の抱える課題に対する科学的知見に基づく提言を、水道局が行う事業に反映します。

これまでの取組

- 平成 29(2017)年度から、2校の大学と共同研究を実施し、課題に対する提言を受けました。

共同研究の実績

- ・ 東京都立大学（平成29年度～令和2年度）  
「小河内貯水池の堆砂における水道水源林の効果」
- ・ 東京農工大学（平成29年度～令和元年度）  
「天然林の機能低下要因と将来的な予測」

具体的な取組

- 水源林や小河内貯水池に関する課題に対して、知見を有する大学と共同研究を行い、対応策を検討します。
- 研究の成果を、森林保全事業などの事業に反映させます。



小河内貯水池での調査

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
大学との共同研究	研究の実施・研究成果の事業への反映				

② 学生による森林保全活動



目 標

若年層への水源地保全の重要性について理解促進を図るため、大学と連携した森林保全活動を実施します。

これまでの取組

- 大学と連携して学生による間伐・枝打等の森林保全活動を実施しています。  
また、本活動をきっかけに森林保全活動に興味を持った学生が、森林隊の活動に参加しています。

具体的な取組

- 毎年3校程度の大学と連携し、学生の森林保全等の活動を実施します。
- 現地での森林保全活動に加え、水源地保全の重要性をより深く学習できるよう、森林隊や水源林の役割等について講義する動画を配信します。これにより、現地での活動に参加できない学生に対しても、水源地保全の重要性への理解促進を図ります。



大学生の森林保全活動(枝打)

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
学生による森林保全活動	森林保全活動及び講義の実施				

③ 小学生向けの学習支援【新規】



目標

小学生に水源林の大切さを伝え、子供達や子育て世代の水源地保全の重要性への理解促進を図るため、水道教室の実施やデジタル教材の配信などによる学習支援を行います。

取組の背景

- 平成 18(2006)年度から、小学 4 年生を対象とし、希望する学校に職員が赴き、水源林に関する授業を行っています。
- 平成 21(2009)年度からは、水源林の学習を支援するため、希望する小学校（4年生対象）に教材を提供しています。令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による休校期間中の学習用として、教材を希望する学校が急増しました。
- 小学校におけるデジタルツールの活用が進んでいる状況も踏まえて、教材の内容や媒体を見直すなど、支援の充実を図る必要があります。



小学校での水道教室

具体的な取組

- 職員が直接水源地保全の大切さを伝える水道教室を、希望する学校の要望を踏まえた場所や内容で実施します。
- 水源林の学習を支援する教材のサンプルを都内全小学校に事前配布し、小学校の希望に応じて必要な部数を配布します(年間 120 校程度)。
- タブレットによる授業などに活用できるよう、デジタル教材を作成します。特設サイトを通じてデジタル教材を配信することで、より多くの学校に水源林の学習機会を提供します。



学習支援教材

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
小学生向けの学習支援	訪問型水道教室の実施				
	学習教材(紙)の作成・提供				
	検討	デジタル教材の作成・提供			



(4) 地元自治体等関係機関との連携

① 地元自治体と連携した PR・情報発信



目 標

多くの都民に水源地域の魅力を知っていただき、現地への訪問や水源地保全の取組への参加につなげるため、多摩川上流域の自治体と連携した PR や情報発信を行います。

これまでの取組

- 水道局では、イベントなどの機会を通じて、地元自治体と連携して水源地域の PR を実施しました。
- 地元自治体の地域振興にも寄与する取組として多摩川水系上下流交流会や企業向け水源林ツアー等で地元の文化体験を実施するなど、地元文化に触れる機会を創出しました。
- 多摩川水源サポーターの方にメールマガジンにより地元自治体のイベントや地域の情報を発信しました。(再掲)

具体的な取組

- ふれあい館でのイベント実施、地元自治体のイベントへのブース出展など、各種イベントを通じて、地元自治体と連携して水源地域の PR を実施します。  
また、多摩川水系上下流交流会などを通じ、地元文化に触れる機会を創出します。
- 特設サイトや SNS、多摩川水源サポーターへのメールマガジン等、より多くの都民がアクセスできるデジタルツールを活用し、水源地域のイベントや観光情報などを積極的に発信します。これにより、多くの都民に水源地域の魅力を知っていただき、現地への訪問や水源地保全の取組への参加につなげていきます。



イベントへのブース出展



上下流交流会(川でのマスカみ)

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
地元自治体と連携した PR・情報発信	イベント等での PR				
	特設サイト等デジタルツールでの情報発信				

② 地元自治体等関係機関と連携した水源地保全



目標

地元自治体等関係機関と、花粉症対策、シカ被害対策等様々な事業に連携して取り組みます。

これまでの取組

- 都庁の16の関係局で構成される東京都花粉症対策本部に参画しています。スギやヒノキの適切な間伐・枝打などの人工林の整備などにより、関係局と連携した花粉症対策を推進しています。
- シカ被害対策については、東京都産業労働局、奥多摩町、山梨県小菅村、丹波山村及び甲州市と連携したシカ捕獲を継続的に実施しています。特にシカの被害が深刻な標高の高い地域においては、令和元(2019)年度から新たに山梨県と連携したシカ捕獲事業を開始しました。

具体的な取組

- 花粉症対策については、引き続き関係局と連携して進めます。
- 地元自治体や関係機関と連携したシカ捕獲を進めます。山梨県と開始したシカ捕獲事業については、被害状況や捕獲実績等を踏まえ、捕獲の範囲、頭数、捕獲方法等を随時見直し、着実に捕獲を実施します。
- 小河内貯水池流入域の民有林等の状況を適切に把握し、荒廃が進行している森林や崩壊が懸念される場所が判明した場合には、地元自治体等関係機関に対し、適切な管理について働きかけを行います。(再掲)
- 地元自治体等関係機関と連携した、林道や作業道などの基盤整備や小河内貯水池周辺で土砂の流出が懸念される民有林についての対策の推進のため、調整を進めます。(再掲)



シカによる食害

■スケジュール

取組内容	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
関係機関等との連携	関係機関等との連携による事業の調整・実施				

## <資料編>

### (1) 第11次水道水源林管理計画の概要

計画期間	平成28(2016)年度から令和7(2025)年度まで
目的	多摩川上流域において、その全域を見据えた森林の育成・管理により、安定した河川流量の確保及び小河内貯水池の保全を図ります。 また、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐとともに、親しまれる水源林を通じて東京水道への信頼を醸成します。
基本方針	(1) 多摩川上流域の森林が持つ機能(水源かん養機能、土砂流出防止機能、水質浄化機能等)のより一層の向上を図るため、森林整備を推進します。 (2) 水源林に関する情報の発信や多くの方々とのコミュニケーションを通じて、水源地保全の重要性や水道事業への理解の促進を図ります。 (3) 水源林の適正な管理などを通じて、地球温暖化緩和などの環境保全に貢献します。

(2) これまでの取組の実績

民有林の購入(重点購入地域)(16 ページ)

年度	H29	H30	R1	R2
面積(ha)	80	115	270	21
件数	14	42	65	4

民有林の購入(公募)(18 ページ)

年度	H29	H30	R1	R2
面積(ha)	147	155	34	0
件数	9	10	4	0

多摩川水源森林隊による保全活動(19 ページ)

年度	H29	H30	R1	R2
実施回数	150	151	138	91
参加者数	1,999	1,843	1,543	920
整備面積(ha)	16	20	8	11

購入した森林の再生(20 ページ)

年度	H29	H30	R1
整備面積(ha)	82	93	97

多摩川水源サポーター(24 ページ)

年度	H29	H30	R1	R2
メールマガジン配信回数	19	23	23	17
登録者(人)	1,283	1,543	1,980	2,308

東京水道 水源林寄附金(25 ページ)

年度	H29	H30	R1	R2
件数(件)	-	42	31	9
金額(円)	-	271,657	5,409,010	1,970,714

東京水道～企業の森(28 ページ)

年度	H29	H30	R1	R2
参画企業数(社)	6	7	7	9
(うち新規)	(6)	(1)	(1)	(2)

企業協賛金制度(29 ページ)

年度	H29	H30	R1	R2
協賛企業数(社)	9	7	7	10
口数(口)	20	10	10	21








学生による森林保全活動(32 ページ)

年度	H29	H30	R1	R2
学校数(校)	3	4	3	2
人数(人)	43	54	57	20

※令和2年度の実績は、令和2(2020)年12月末現在のものです。



(3) 取組とSDGsとの対応関係

取組内容		3	4	6	11	13	15	17
								
促進する取組 都民の理解を	水道水源林特設サイトの開設	○	○					○
	ふれあい館等のリニューアル		○					○
	ふれあいのみちのトイレの改修	○					○	○
	花々で彩る水源林	○					○	○
民有林の保全・管理 多摩川上流域における	民有林の積極的な購入			○	○	○	○	○
	購入が難しい民有林への対策			○	○	○	○	○
	民有林の公募購入			○	○	○	○	○
	多摩川水源森林隊による保全活動	○		○	○	○	○	○
	購入した森林の再生			○	○	○	○	○
	民有林の状況の適切な把握			○	○	○	○	○
	地元自治体等関係機関と連携した林道等の基盤整備			○	○	○	○	○
多様な主体と連携した森づくり	多摩川水源サポーター		○					○
	東京水道 水源林寄附金			○	○	○	○	○
	水源林ツアー	○	○					○
	東京水道～企業の森 (ネーミングライツ)	○	○				○	○
	企業協賛金制度			○	○	○	○	○
	大学との共同研究		○	○	○	○	○	○
	学生による森林保全活動	○	○					○
	小学生向けの学習支援		○					○
	地元自治体と連携したPR・情報発信			○	○	○	○	○
	地元自治体等関係機関と連携した水源地保全			○	○	○	○	○

目標 3	すべての人に健康と福祉を	目標 13	気候変動に具体的な対策を
目標 4	質の高い教育をみんなに	目標 15	陸の豊かさを守ろう
目標 6	安全な水とトイレを世界中に	目標 17	パートナーシップで目標を達成しよう
目標 11	住み続けられるまちづくりを		

## みんなで作る水源の森実施計画 2021

---

令和3年3月発行

編集・発行 東京都水道局 浄水部

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03-5320-6437

令和2年度
規格表第四類
登録第575号



